

管理者及び副管理者の報酬に関する条例

| | | | | |
|----|-------|--------|----|-----------|
| | 昭和51年 | 3月 | 1日 | |
| | | | | 水防組合条例第1号 |
| 改正 | 昭和52年 | 2月28日 | | |
| | | | | 水防組合条例第3号 |
| 改正 | 昭和55年 | 2月27日 | | |
| | | | | 水防組合条例第3号 |
| 改正 | 昭和55年 | 11月29日 | | |
| | | | | 水防組合条例第8号 |
| 改正 | 平成2年 | 8月17日 | | |
| | | | | 水防組合条例第4号 |
| 改正 | 平成3年 | 8月2日 | | |
| | | | | 水防組合条例第3号 |
| 改正 | 平成17年 | 3月28日 | | |
| | | | | 水防組合条例第1号 |
| 改正 | 平成19年 | 3月26日 | | |
| | | | | 水防組合条例第1号 |
| 改正 | 平成22年 | 2月17日 | | |
| | | | | 水防組合条例第3号 |

(報酬)

第1条 管理者及び副管理者の報酬は次のとおりとする。

(1) 管理者 年額 31,000円

(2) 副管理者 年額 28,000円

(旅費)

第2条 旅費の額は、別表のとおりとする。

(支給の方法)

第3条 前2条に掲げる報酬及び旅費の支給方法は、一般職の職員に対する給料及び旅費の支給の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 管理者、副管理者及び収入役の給与に関する条例（昭和39年条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し昭和55年12月1日から適用する。

附 則

この条例は、平成2年8月21日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

別表

| 鉄道賃 | 船賃及び 航空賃 | 車 賃 (1 軒につき) | 日 当 (1 日につき) | 宿泊料 (1 夜につき) | | 食卓料 (1 夜につき) |
|-----|-------------|-----------------|-----------------|--------------|---------|-----------------|
| | | | | 甲 地 方 | 乙 地 方 | |
| 実費 | 実費 | 37円 | 2,600円 | 15,000円 | 14,000円 | 2,600円 |

備考

宿泊料の欄中、甲地方とは国家公務員等の旅費支給規定（昭和25年大蔵令45号）第11条及び第12条で定められている地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。